

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年4月2日(2010.4.2)

【公表番号】特表2009-527488(P2009-527488A)

【公表日】平成21年7月30日(2009.7.30)

【年通号数】公開・登録公報2009-030

【出願番号】特願2008-555480(P2008-555480)

【国際特許分類】

A 6 1 K	9/70	(2006.01)
A 6 1 K	47/34	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	31/465	(2006.01)
A 6 1 P	25/34	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	9/70	4 0 1
A 6 1 K	47/34	
A 6 1 K	47/38	
A 6 1 K	47/36	
A 6 1 K	31/465	
A 6 1 P	25/34	

【手続補正書】

【提出日】平成22年2月9日(2010.2.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

乾燥フィルムの総重量に対して、少なくとも1つの水溶性フィルム形成ポリマーを45~90重量%と;

活性剤と、

を含む、口腔粘膜に対する高い粘膜付着性および遅い分解速度を有する、分解可能な口腔フィルムであって、

人工のヒトの唾液溶液にインビトロで少なくとも15分間曝した後、少なくとも部分的な一体性と活性剤放出能力を維持しており、

ポリエチレンオキシドとヒドロキシプロピルメチルセルロースとの混合物、ヒドロキシプロピルメチルセルロースとキサンタンガムとの混合物、またはヒドロキシプロピルメチルセルロースとアラビアゴムとの混合物のいずれかを含む、前記口腔フィルム。

【請求項2】

前記口腔フィルムが、ポリエチレンオキシドとヒドロキシプロピルメチルセルロースとの混合物を含む、請求項1に記載の分解可能な口腔フィルム。

【請求項3】

フィルム中のポリエチレンオキシドのヒドロキシプロピルメチルセルロースに対する比率が1:2~1:5である、請求項2に記載の分解可能な口腔フィルム。

【請求項4】

前記口腔フィルムが、ヒドロキシプロピルメチルセルロースとキサンタンガムとを含む

、請求項 1 に記載の分解可能な口腔フィルム。

【請求項 5】

前記口腔フィルムが、ヒドロキシプロピルメチルセルロースとアラビアゴムとを含む、請求項 1 に記載の分解可能な口腔フィルム。

【請求項 6】

前記活性剤がニコチン活性物質である、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の分解可能な口腔フィルム。

【請求項 7】

前記活性剤がニコチン活性物質である、請求項 2 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の分解可能な口腔フィルム。

【請求項 8】

前記ニコチン活性物質が酒石酸水素ニコチンである、請求項 6 または請求項 7 に記載の分解可能な口腔フィルム。

【請求項 9】

ポリアルキレンオキシドとセルロースポリマーとの混合物と；
ニコチン活性物質と、
を含む、ニコチン送達のための分解可能な口腔フィルムであって、
フィルム中に存在するポリアルキレンオキシドのセルロースポリマーに対する比率が 1 : 2 ~ 1 : 5 である、前記口腔フィルム。

【請求項 10】

口腔粘膜を介したニコチン活性物質の吸収を最大化することにより、タバコ使用の停止に伴うニコチン欲求を低下または排除するための、請求項 6 または請求項 7 に記載の分解可能な口腔フィルムの使用。

【請求項 11】

口腔粘膜を介したニコチン活性物質の吸収を最大化することにより、タバコ使用の停止に伴うニコチン欲求を低下または排除するための、請求項 9 に記載の分解可能な口腔フィルムの使用。